

川崎市立柿生中学校いじめ防止基本方針

1 令和7年度 学校経営計画

学校教育目標

【教育関係法令】
【中学校学習指導要領】
【かわさき教育プラン】
キャリア在り方生き方
教育

- 思考力を養う【思考力】
- 美しさを感じ、思いやりのある心を養う【思いやり】
- 自主・協力の態度を養う【自主協力】
- 健康の保持と体力の増進を図る【健康】

【各種全体計画】
いじめ防止基本方針
人権尊重教育
道徳教育
各教科等年間計画

目指す生徒像

「伝え合い 学び合い 高め合うことができる生徒」

- ・ 真理を追究し、正しく判断できる
- ・ 自他を尊重し、社会性に富む
- ・ 自主的かつ積極的に行動できる
- ・ 保健と安全の習慣を身に着けている
- ・ 学びを生かして、よりよく生きる

中期経営目標

確かな学力を 身につける教育の推進

学習指導を充実させ、基礎・基本の定着を図り、確かな学力を身につけさせる。

【知識及び技能の習得】

自ら考え、判断し、表現 する力を育成する教育の 推進

教育活動全体を通して、主体的に考え、判断し、協働的に学ぶ力を育成する。

【思考力・判断力・表現力等の育成】

豊かな心と健やかな体を 育成する教育の推進

心と体の調和のとれた生徒を育成し、人としてよりよく生きる力を育てる。

【学びに向かう力・人間性等の涵養】

開かれた 学校づくりの推進

家庭と地域との連携を図り、開かれた学校づくりを推進する。

短期経営目標

- ・ 基礎・基本の定着
- ・ 学習意欲の向上
- ・ 支援教育の充実
- ・ 自ら学びを進める力の育成

- ・ 課題を発見し、解決を図る学習の充実
- ・ ことばの力の育成
- ・ 協働的な学びの推進

- ・ 生徒一人ひとりが安心して学校生活を送れる環境づくり
- ・ 健康と安全に関する教育の推進
- ・ 教育環境の整備

- ・ 積極的な情報発信
- ・ 小中連携教育の推進
- ・ 家庭、地域との連携
- ・ 学校評価の推進

キャリア在り方生き方教育の推進

将来への希望を持ち、仲間とともに主体的に行動できる態度を育てる

具体的な取り組み

- ・ 基礎・基本の定着をめざした「わかる授業」の実践
- ・ ICT機器の効果的な活用と情報リテラシー教育の実践
- ・ 学び合い高め合う教師集団を目指した授業研究の推進
- ・ 一人ひとりに合った学びを大切にする支援教育の推進
- ・ 指導と評価の一体化を目指し、生徒の学習意欲や教師の授業改善につながる学習評価の研究と工夫

- ・ 様々な体験活動や進路学習への取組を通じた、総合的な学習の時間の充実
- ・ 各教科と道徳科、特別活動、総合的な学習の時間を横断的に計画し、互いに関わりながら学ぶ中での言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力の育成
- ・ かわさき共生*共育プログラムを活用した社会性の育成

- ・ あいさつから始める認め合いの姿勢と人権尊重教育の実践
- ・ 心身ともに健康で安心して学校生活を送れるような健康教育の推進
- ・ いじめや差別を許さない環境づくり
- ・ 校舎内外の定期的な安全点検と明るい環境づくり
- ・ 避難訓練・防災訓練の計画な実施と安全に対する意識高揚

- ・ 学校だよりやホームページ等を通じた学校の教育活動に関する情報の積極的な発信
- ・ 行事や研修、情報交換を通じた小学校との交流と連携の推進
- ・ 地域活動への積極的な参加や地域理解の推進
- ・ 地域や保護者と協力した開かれた学校づくりの推進
- ・ 学校評価を生かした学校運営の活性化

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために、「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解し、生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 生徒の自浄力を育てます

生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている生徒や周りの生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの的確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた生徒への支援

- もともと信頼関係ができていた教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的にを行います。

④ 周囲の生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といたします。

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断します。

例えば、

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和7年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】

校長、教頭、総括教諭、教務主任、学年主任、生徒指導担当、支援教育コーディネーター
教育相談担当、養護教諭、部活動顧問責任者、スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定、検証・・・（校長）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（道徳教育推進教諭）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・（校長）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい、年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）
1年・・・・・・・・（1年生徒支援健康指導部担当）
2年・・・・・・・・（2年生徒支援健康指導部担当）
3年・・・・・・・・（3年生徒支援健康指導部担当）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（スクールカウンセラー）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター、養護教諭）

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部、生徒評議会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（特別活動指導部）
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（地域教育会議担当）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当）
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）

7 令和7年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・生徒支援健康指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針、重点目標の確認 ・構成員の確認、役割分担 ・年間指導計画確認 ・第1回生徒指導研修会 ・かわさき共生*共育プログラムの取組について ・かわさき共生*共育プログラム効果測定の実施 ・第2回生徒指導研修会
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・スマホおよびSNSの安全使用教室 ・悩み相談、教育相談アンケート実施に向けた内容検討 ・第1回悩み相談、教育相談アンケートの実施(含いじめ調査) ・第1回悩み相談、教育相談アンケートの結果を受けての対応について ・第1回教育相談週間の実施とまとめ、対応
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・第1回小中合同教育相談担当者会議 <p>【生徒指導点検強化月間】の取組（いじめ防止標語の募集）</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・夏休み期間中の対応確認 ・いじめ防止対策および教育相談に関する研修会
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・小中合同教育相談研修会 ・第2回悩み相談、教育相談アンケートの実施(含いじめ調査) ・第2回悩み相談、教育相談アンケートの結果を受けての対応について ・第2回教育相談週間の実施とまとめ、対応
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・第3回悩み相談、教育相談アンケートの実施(含いじめ調査) ・第3回悩み相談、教育相談アンケートの結果を受けての対応について
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・第3回教育相談週間の実施とまとめ、対応 ・かわさき共生*共育プログラム効果測定の実施
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・第4回教育相談アンケート実施に向けた内容検討、実施 ・第2回小中合同教育相談担当者会議
2	<p>【学校体制振り返り月間】の取り組み（市教委に提出する学校体制振り返り月間の回答用紙について全職員が回答し、今年度の柿生中学校の体制について見直す）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・第4回悩み相談、教育相談アンケートの実施(含いじめ調査) ・第4回悩み相談、教育相談アンケートの結果を受けての対応について ・今年度の反省→学校評価への反映
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し
通年	<ul style="list-style-type: none"> ・主任会での情報交換（毎週） ・職員会議での情報交換（毎月） ・スクールカウンセラーとの情報交換（毎週） ・生徒ごとのケース会議（適宜）

◎本校のいじめ防止に向けた取組

教科指導・教科外指導での取組

- 生命を尊重し、思いやりの心を育む道德教育と授業研究の推進
- いじめや差別を許さない環境づくり
- 将来への希望を持ち、仲間とともに主体的に行動できる態度を育てるキャリア在り方生き方教育の推進
- 共生*共育プログラムを活用した社会性の育成

生徒の自主的な取組

【自主的な企画・運営】

- 生徒集会での呼びかけやレクリエーションを通しての人間関係づくり（生徒会主催）
- 生活委員会が朝の登校時に行う「あいさつ運動」での人間関係づくり
- 美化活動での人間関係づくり、集団づくり
 - ・ゴミマスターズ大作戦（生徒会主催による地域の美化活動）
 - ・行事ごとに行う校内美化活動
- 学級での話し合い活動を通じて、よりよい学級組織や人間関係づくり

【交流活動の活性化】

- 特別活動での交流
 - ・生徒会の委員会活動での縦割り集団の交流
 - ・部活動での縦割り集団の交流
 - ・体育祭での縦割り集団の交流と、継続しての合唱活動での交流
 - ・三年生を送る会での感謝の手紙などを通じての全校での交流
- 小中連携活動での交流
 - ・吹奏楽部による出張演奏会での交流
 - ・地域こども会議での連携
 - ・中学校見学会での小学生の体験活動を通しての交流
- 地域との交流活動
 - ・祭礼や盆踊りでの交流を通じた人間関係づくりの推進
 - ・総合的な学習の時間での「職場体験」を通しての地域との交流
 - ・PTAバザーや文化祭を通じての地域との交流
 - ・生徒会主催による「二言あいさつ運動」で地域とのコミュニケーションを活性化

【啓発活動】

- 年間テーマの設定、掲示
 - ・生徒会で学校全体のスローガンを設定して校内に掲示し、より良い学校生活をおくるための意識づくりを進める。
- いじめ防止標語の作成
 - ・標語コンクールを実施し、優秀作品を校内掲示して、よりよい人間関係を築くための手立てとする。
- ポスターの作成
 - ・生活委員会でいじめ防止を呼びかけるポスターを作成して校内に掲示し、意識を高める。

保護者の取組（PTA 活動）

- *学級懇談会での情報共有と啓発活動
- *広報誌での呼びかけ

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動